

安全報告書

(平成29年度)

平成30年8月

ファーストエアートランスポート株式会社

本安全報告書は航空法第111条-6の規定に基づき作成されたものです。

目 次

- 1 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針
 - 1-1 経営理念
 - 1-2 安全綱領
 - 1-3 安全管理規程の制定

- 2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
 - 2-1 安全確保のための会社の組織
 - 2-2 運航に携わる従事員数
 - 2-3 安全管理の方法
 - 2-3-1 安全に関する会議（航空安全推進委員会）
 - 2-3-2 安全総点検
 - 2-3-3 内部監査
 - 2-3-4 予防整備推進活動
 - 2-3-5 ヒヤリ・ハット活動
 - 2-3-6 他山の石活動
 - 2-3-7 安全確保啓発活動（安全標語の掲示）
 - 2-4 運航管理体制
 - 2-4-1 運航管理担当者
 - 2-4-2 運航管理のための器材
 - 2-4-3 運航の可否判断
 - 2-5 操縦士の訓練・審査
 - 2-5-1 訓練
 - 2-5-2 審査
 - 2-6 整備士の訓練
 - 2-7 その他教育・訓練
 - 2-8 航空機の運航に関する情報
 - 2-8-1 使用している航空機
 - 2-8-2 航空機の運航時間

- 3 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項
 - 3-1 事故、重大インシデント
 - 3-2 その他の安全上のトラブル

- 4 輸送の安全を確保するために講じた措置に関する事項
 - 4-1 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する措置として再発防止策
 - 4-2 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導
 - 4-3 安全向上のために講じた措置又は講じようとするその措置
 - 4-4 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況
 - 4-5 2018年度における安全目標



私どもファーストエアートランスポート株式会社は、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）のグループの一員として、平成3年3月の営業開始以来「安全第一」を合言葉に無事故運航に取り組み、現在も継続中です。

主な業務は、東京ヘリポートと県営名古屋空港の2箇所に当社ヘリS76C型機を常駐させ、東京・名古屋・大阪間の新幹線及び在来線の沿線調査並びに防災活動の緊急時の対応等です。

2017年度は、当社に係る重大なインシデントもなく、1年を終えることができました。2018年度は、結果に満足することなく、航空業者の最大の使命である航空事業の「安全の確保」を第一に、全社一丸となって「法令及び社内規程の遵守」に努めてまいります。

平成30年8月

ファーストエアートランスポート株式会社
代表取締役社長 桐村拓男

1 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全な運航を基本として社会に貢献する会社を目指して、経営理念・安全綱領を制定しています。

1-1 経営理念

- I. 安全運航を第一に鉄道の安全・安定輸送への貢献
- II. 高い技術力と心のこもった業務の提供
- III. 明るく活力ある社風の樹立

1-2 安全綱領

「安全第一」

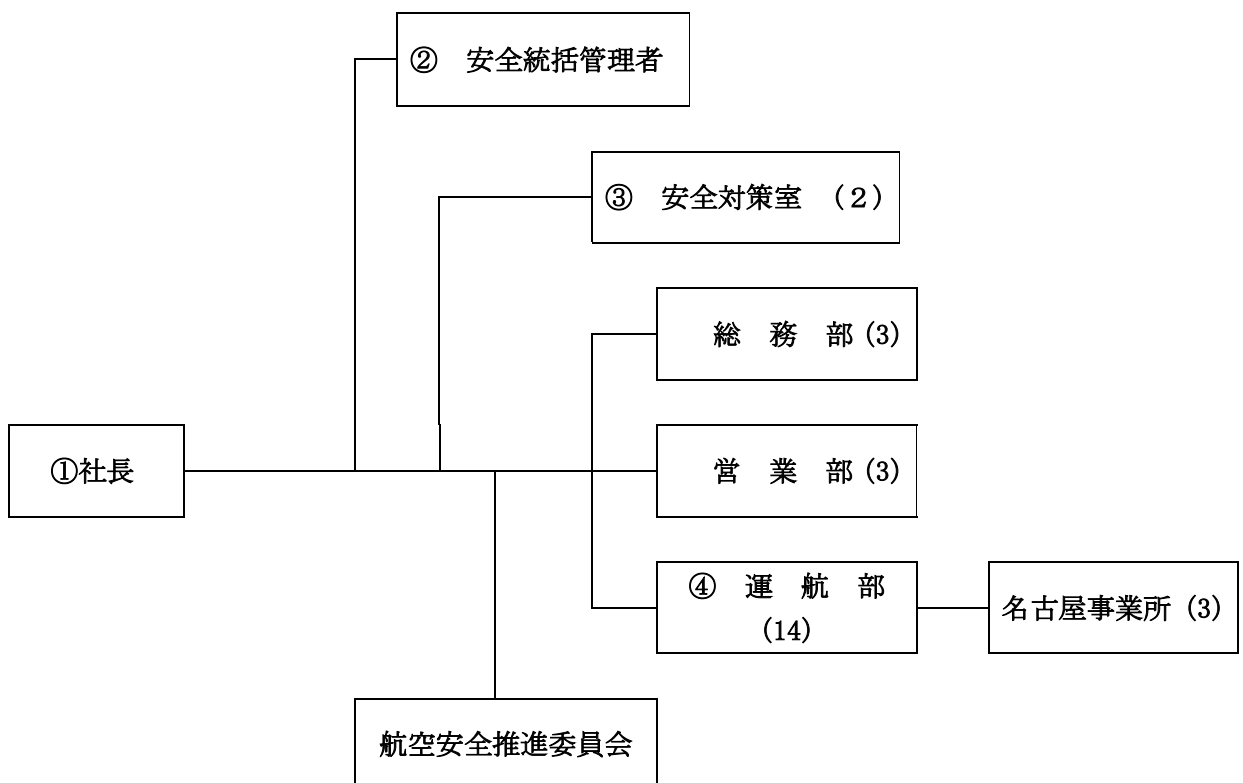
- ・ 安全は航空事業の最大の使命である。
- ・ 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり、不断の修練によって築き上げられる。
- ・ 確認の励行と連絡の徹底は安全の確保に最も大切である。
- ・ 安全の確保のためには職責をこえて一致協力しなければならない。
- ・ 疑わしいときは手落ちなく考えて最も安全と認められるみちを採らなければならない。

1-3 安全管理規程の制定

国土交通省の指導及び全日本航空事業連合会（全航連）ヘリコプター部会の方針に基づき、平成 20 年 6 月 17 日に「安全管理規程」を制定し、運航の安全及び業務の円滑な遂行に全力を挙げることにしました。また、平成 27 年 9 月 10 日に国土交通省令により「安全管理規程」の改定を行い国土交通省に届け出をいたしました。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

2-1 安全確保のための会社の組織（平成 30 年 3 月 31 日現在）



() 内の数は所属人数 ③1名は兼務

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 社 長 | 安全確保に関する最終の責任者 |
| ② 安全統括管理者 | 安全管理体制の統括管理者 |
| ③ 安全対策室長 | 安全対策など安全確保に関する業務の責任者 |
| ④ 運 航 部 長 | 運航・整備部門の監督責任者 |

2-2 運航に携わる従事員数

平成 30 年 3 月 31 日現在

担 当	人 数	記 事
操 縦 士	7 名	6 名が機長
運航管理担当者	7 名	専任 1 名と操縦士 6 名は兼務
整 備 士	7 名	5 名は有資格者、2 名は取得中

2-3 安全管理の方法

2-3-1 安全に関する会議（航空安全推進委員会）

社長を委員長とし、各部長の他、操縦士、整備士代表を委員として、毎月 1 回定期的に、また、緊急を要する場合には適宜開催しています。

この会議においては、自社で発生した不具合や他社の事故、インシデント等について協議し、その再発防止対策、未然防止対策を決定するとともに、各種安全情報の社内周知を図っています。

2-3-2 安全総点検

年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆期間の多客輸送時に、社長を筆頭に会社経営幹部及び安全対策室長が本社、事業所を点検して、点検項目毎にチェックを行い、安全運航の確保に努めています。

2-3-3 内部監査

安全管理規程の定めに基づき、年 1 回、安全統括管理者を監査責任者とし、監査手法について教育を受けた有資格者を監査員として、安全に係わる業務及び運航規程等の遵守状況等を点検項目に従い監査しています。また、整備監査は整備規程の定めに基づき整備規程等の遵守状況について点検項目に従い、監査しています。

2-3-4 予防整備推進活動

航空機の運用中に経験する様々な不具合を分析し、その再発防止のために当社独自の整備要目を制定するもので、必要に応じてメーカーが規定する整備間隔を短縮することや新たな整備要目を設ける等の再発防止活動を行っています。

2-3-5 ヒヤリ・ハット活動

飛行作業中や整備作業中に経験したヒヤリ・ハット事象を課内会議で発表し、危険情報の共有と、危険防止意識の啓発を行うとともに、必要に応じてそれら事故やインシデントの芽を摘み取る対策を立てるなどの活動を行っています。

2-3-6 他山の石活動

運輸安全委員会が公表する事故やインシデント情報等を題材として、当社の状況を点検、確認し、その結果を前記の航空安全推進委員会や課内会議にかけて、必要な対策を審議、決定して、同種の事故、インシデント等の未然防止を図っています。

2-3-7 安全確保啓発活動（安全標語の掲示）

全社員から安全標語の募集を行い、優秀作品等を選出し、本社、事業所に掲出しています。

2-4 運航管理体制

2-4-1 運航管理担当者

運航管理担当者は専任者1名と操縦士6名が兼務し、交代で運航管理業務を実施しています。また、毎年一回審査を行い、運航管理技能の維持を図っています。

2-4-2 運航管理のための機材

東京基地、名古屋基地双方にウェザーニューズ社から提供される気象情報端末、フライトプラン用の専用端末、無線局（航空局）を設置しており、東京、名古屋いずれでも運航管理業務が実施できるようになっています。

また、すべての航空機に気象情報が入手できる端末機を搭載し、出先での天候判断を的確に行なえるようにしています。

なお、すべての航空機に衛星航空機電話を搭載して、いつでも、どこからでも航空機・地上間の通信ができる体制としています。

2-4-3 運航の可否判断

気象情報等に基づいて、運航管理担当者と担当機長が協議して、運航の可否を判断します。このとき、運航管理担当者と機長の判断に相違がある場合には運航しないことと規定しています。

また、運航クルーの体調については、運航管理担当者及びクルー相互による出発前ミーティングによって確認しています。

2-5 操縦士の訓練・審査

2-5-1 訓練

- ・ 定期訓練・緊急操作訓練

航空安全を確保するため、運航規程に従い1年に1回の定期訓練及び緊急操作訓練を実施しています。

※ 平成29年度実績：6名の機長に実施

2-5-2 審 査

- ・ 航空運送事業機長の定期審査
東京航空局認定を受けた自社の技能審査担当操縦士2名による審査を実施しています。
平成29年度実績：機長3名合格
- ・ 技能審査担当操縦士の定期審査
平成29年度実績：2名とも合格

2-6 整備士の訓練

整備作業に必要な知識、技能の向上のため、種々の専門的な教育、訓練を実施しています。

- ・ 平成29年度に受講した各種講習・訓練等

内 容	回 数	人 数
ヒューマンファクターセミナー	1回	8名
運輸の安全に関するシンポジウム	1回	2名

2-7 その他教育・訓練

航空局が主催する安全セミナー、当社が常用する空域等を管轄する航空管制機関等（航空自衛隊静浜基地、同小牧基地等）、並びに当社が常用するヘリポートが開催する連絡会議等へ積極的に出席し、安全運航に資する情報の収集とその部内周知を図りました。

2-8 航空機の運航に関する情報

2-8-1 使用している航空機

以下の2機を使用しています。 (平成30年3月31日現在)

登録記号	型 式	座席数	導入時期	機 齢
J A 1 1 C J	S-76C++型	14	2008年01月	10年3月
J A 1 2 C J	S-76C++型	14	2010年12月	7年4月

2-8-2 航空機の運航時間

平成29年度の各機の飛行時間は以下のとおりです。

登録記号	飛 行 時 間
J A 1 1 C J	4 2 3 : 0 4
J A 1 2 C J	3 3 7 : 1 9
合 計	7 6 0 : 2 3

なお、平成30年3月末現在の無事故飛行時間実績は、29,434時間54分です。

3 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

3-1 事故、重大インシデント 0件

3-2 その他の安全上のトラブル 2件

3-3 トラブルの概要及び対応状況

3-3-1 飛行中、GPSが受信不良によりEGPWSの地形認識警報機能の不作動

平成29年5月8日9:30分頃シコルスキー式S76C型JA12CJが飛行中、GPS受信機の受信不良により、機体位置情報が利用できないため、MFD（マルチ・ファンクション・ディスプレイ）のMoving Map表示不良及びEGPWSの地形認識警報機能の不作動の不具合が発生しました。

3-3-2 飛行中、脚下げ操作を実施したが、脚が確実に下りていることを示すライトの不点灯。

平成29年6月1日14:08頃シコルスキー式S76C型JA11CJが飛行中Gear Down時、Landing Gear Nose Green ライトの不点灯となる不具合が発生し、7～8回Up、Downを行ったら正常に点灯しました。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置に関する事項

4-1 上記3-3項航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する措置として再発防止のため、次のとおり実施しました。

4-1-1 飛行中、GPSが受信不良によりEGPWSの地形認識警報機能不作動の再発防策

GPS レシーバーの交換実施、作動点検にて機能良好を確認しました。
不具合について、国内正規修理業者に確認したところ、平成19年～平成29年4月まで、約224件の不具合があり、他社では類似の不具合は発生していないとの回答でありました。自社では、他機に同様の不具合が1件あり、今後再発等がないか半年から1年程度モニターしていくこととしました。

4-1-2 飛行中、脚下げ操作を実施したが、脚が確実に下りていることを示すライトが点灯しなかった再発防止策

当該航空機をジャッキアップして、UP、Downの操作100サイクル実施したが症状が再現できませんでした。また、メンテナンス・マニュアルにより故障探求実施したが、異常ありませんでした。推定原因として、K9/1R リレーの一時的な作動不良が疑われ、予防整備によりK9/1R リレーの交換、作動確認を実施し症状のないことを確認しました。現在不具合の再発はありません。

4-2 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導はありません。

4-3 安全向上のために講じた措置又は講じようとするその措置

- ・ 2017年度の安全・安定運航の確保による安全施策の実施により、事故及び重大なインシデント等の発生はありません。
- ・ 社内安全点検及び内部監査において不安全事項はありません。

4-4 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況

無事故運航を継続するために前項2-3における「安全管理の方法」を確実に実施するとともに以下の安全目標に取り組みました。

- ・ 安全標語の募集と掲示
- ・ 安全管理規程及びFAT内部監査実査要領の改訂
- ・ 運航規程の改訂
- ・ 整備規程の改訂
- ・ ヒヤリ・ハット報告制度の継続
- ・ 過去の不具合故障時の航空局への報告の検証

4-5 2018年度における安全目標

- ・ 重大インシデントの発生件数「0件」を継続する。
- ・ ヒヤリ・ハット活動の推進として、航空安全推進委員会において各課1件以上の提出による事例紹介を実施することで、ヒヤリ・ハット報告の活発化を行い、案件の解決過程を各課で実践する。
- ・ ヒヤリ・ハット活動により得られた完了事例を発表し、リスクマネジメントにおける活動手法の理解を深める。